

こ成事第 215 号
令和 8 年 4 月 8 日

都道府県知事
指定都市市長
各 中核市市長 殿
児童相談所設置市市長
市区町村長

こども家庭庁成育局長
(公 印 省 略)

「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る
交付金の算定方法の取扱いについて」の一部改正について

標記については、令和 5 年 8 月 22 日こ成事第 433 号本職通知により行
われているところであるが、今般、同通知の一部を別紙新旧対照表のと
おり改正し、令和 8 年 4 月 1 日から適用することとしたので、貴管内社会福
祉法人等に周知をお願いしたい。